

アンケート回答内容(追加分)

追加資料

団体名	質問	質問（１）	質問（２）	質問（３）	質問（４）
		法改正を受けて、条例においても事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮を「努力義務」から「義務」にすることについて、何か御意見はありますか。	条例に「環境の整備」を記載することについて、何か御意見はありますか。	法改正を受けて、相談及び紛争の防止等のための体制の整備において「人材の育成及び確保のための措置」を記載することについて、何か御意見はありますか。	その他、条例の見直しについて、何か御意見はありますか。
障害者生活 支援セン ター・ てごーす		民間事業者への合理的配慮の義務化は当初より要望してきたものであり、適切な改定と考えている。 「義務化」に伴い民間事業者への周知がどのように行われるのか危惧している。また、義務化しても差別が無くなるわけでもないが絵に描いた餅にならぬようにして頂きたい。	「環境の整備に努めなければならない。」の表現では義務化した意味が薄れてしまうため「環境を整備しなくてはならない。」とすべきである。 →（市の見解）広島障害フォーラム（HDF）と同意見のため、市の意見は割愛します。	どのような人材をどの程度の配置を考えているのか、当事者・関係者の意見を聞くべきである。また、第三者機関を設置すべきである。	このアンケート形式だけではなく、障害当事者等と対面での生の声を聞くべきである。 また、「合理的配慮の提供」について明石市等が行っている様に市からの助成金制度も設けるべきである。